

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：木曽広域連合

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異(※)
任期の定めのない常勤職員	85.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.2%
全職員	74.0%

※「男女の給与の差異」は「男性1人当たり平均年間給与に対する女性の1人当たり平均年間給与の割合」を示しています。なお、平均年間給与には賞与を含んでいます。

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	94.2%
本庁係長相当職	92.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	91.5%
26～30年	88.9%
21～25年	88.3%
16～20年	116.2%
11～15年	79.7%
6～10年	91.6%
1～5年	94.8%

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出しています。

【説明欄】

任期の定めのない常勤職員以外の職員は、勤務日数等が一定ではない会計年度任用職員（パートタイム）及び暫定再任用職員（短時間）を含めずに算出しています。
「—」の記載のある個所は、対象となる女性職員がいないことを示しています。
扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者として男性職員による受給が多い傾向です。